

16川監公第16号

平成16年12月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成16年8月10日付け16川監公第11号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 舘 健 三

同 奥 宮 京 子

同 本 間 悦 雄

同 西 村 英 二

平成 16 年 10 月 29 日

川崎市監査委員 舘 健 三 様

同 奥 宮 京 子 様

同 本 間 悦 雄 様

同 西 村 英 二 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 16 年 8 月 10 日付け 16 川監報第 6 号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成 16 年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

1 適切な仕様で設計を行うべきもの

【指摘の要旨】

（仮称）久末デイサービスセンター新築屋外附帯工事における雨水排水施設の設置に係る工事について、入口、駐車場及び建物外周部に大型車両の通行に耐えられる強度の仕様による側溝を設置していたが、明らかに大型車両の通行が想定されない箇所にも同じ強度の仕様の側溝を設置していたので、設計に当たっては、現場条件に応じて経済性を配慮した適切な仕様で設計を行われたい。

（まちづくり局施設整備部公共建築担当）

【措置の内容】

設計に当たっては、現場条件に応じて経済性を配慮した適切な仕様で設計するために、設計内容についての確認の徹底を図りました。

2 安全管理を徹底するよう指導すべきもの

[指摘の要旨]

労働安全衛生規則において、高さ2 m以上での作業床で作業を行うときは、「労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない」と規定されているが、地上10m以上での高所工事である中原保健所屋上防水改修工事では作業員が安全帯を使用しないで危険な作業を行っていたので、高所作業に当たっては、安全帯を使用させる等の安全管理を徹底するよう指導されたい。

また、建築現場での作業について、同規則において、高層建築現場等の場所で作業を行うときは、「物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。」と規定されているが、日本民家園旧三澤家住宅保存修理工事では作業員が保護帽を着用しないで危険な作業を行っていたので、建築現場での作業に当たっては、保護帽を着用させる等の安全管理を徹底するよう指導されたい。

(まちづくり局施設整備部施設計画課)

[措置の内容]

高所作業に当たっては安全帯を使用させる等、また、建築現場での作業に当たっては保護帽を着用させる等の安全管理を現場代理人に指導するよう徹底を図りました。